

第112号 横浜市報調達公告版	発行所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所
--------------------	-----------------------------------

【調達公告】

△ 特定調達契約に係る総合評価一般競争入札の施行 （横浜国際プール再整備事業）	2
△ 特定調達契約に係る総合評価一般競争入札の施行 （市営野庭住宅（J街区）建替事業）	8
△ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始 （横浜市ふるさと納税寄附管理等業務委託 一式）	15
△ 特定調達契約の落札者等の決定	18

調 達 公 告

特定調達契約に係る総合評価一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年9月29日

横浜市長職務代理者

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

横浜国際プール再整備事業

(2) 事業内容

本事業は、PFI法に基づく特定事業を実施する民間事業者が、メインアリーナの通年スポーツフロア化、及びサブプールの機能強化等の施設整備業務を行いながら、指定管理者として運営業務及び維持管理業務を行うR0 (Rehabilitate-Operate) 方式で実施する。このうち新たに整備するプール施設、斜行モノレール、屋外遊具については、PFI事業者が施設の設計、建設及び工事監理を行い、市に施設の所有権を移転した後、運営及び維持管理を行うBT0 (Built-Transfer-Operate) 方式で実施する。

(3) 事業期間

事業契約締結日から令和33年3月31日までの約24年間とする。

(4) 予定価格

23,938,391,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 事業場所

神奈川県横浜市都筑区北山田七丁目3番1号（現施設地と同じ）

(6) 入札方法

本事業の実施にかかる対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

入札参加者は、PFI事業にかかる設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、施工業務を行う企業（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、運営業務及び開業準備業務を行う企業（以下「運営企業」という。）及び維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）を含む、複数の企業等（社団・財団法人等を含む。以下同じ。）により構成されるグループとする（以下「応募グループ」という。）。なお、応募グループの提案によって設計業務、施工業務、工事監理業務、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務以外の業務を行う企業（以下「その他企業」という。）を応募グループに含めても良い。

応募グループを構成する企業等のうち、PFI事業者となる特別目的会社（SPC）に出資を予定している者を「構成員」、PFI事業者に出資を予定していない者で、PFI事業者から直接、PFI事業にかかる業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とし、入札参加資格審査の申請時に構成員、協力会社のいずれの立場であるかを明らかにすること。

応募グループは、入札参加表明書の提出日から本事業にかかる契約の締結日まで「(2) 応募グループの入札参加資格要件」を満たすものとする。

イ 代表企業の選定

構成員の中から最大の出資者である企業を代表企業（以下「代表企業」という。）として定め、当該代表企業が入札参加資格審査の申請及び手続きを行うこととする。

ウ 複数業務の実施

同一者が複数の業務にあたることを妨げない。

エ 複数の応募グループへの参加

構成員は、入札参加表明書の提出日から本事業にかかる契約の締結日までの間、他の応募グループの構成員になることができない。

(2) 応募グループの参加資格要件

応募グループの構成員及び協力会社は、次の入札参加資格要件を満たすものとする。

ア 構成員及び協力会社に求める資格要件

- (ア) 「横浜市契約規則」(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有する者であること。なお、市の入札参加資格を有しない企業等が構成員又は協力会社として入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請、又は「工事関係」「物品・委託等関係」「設計・測量等関係」の特定調達契約にかかる入札参加資格審査申請に基づき申請を行うこと。
- (イ) 公告日から事業契約締結日までの間のいずれの日においても「横浜市指名停止等措置要綱」(平成16年4月1日)及び「横浜市指名停止等措置要綱運用基準」(令和8年4月1日)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、指名停止期間が1か月以内のものである場合は、この限りでない。
- (ロ) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)第17条及び改正前の「会社更生法」(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立て又は通告がなされていない者であること(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- (ハ) 「民事再生法」(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は通告がなされていない者であること(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- (ニ) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社エイト日本技術開発、株式会社エイト日本技術開発が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社昭和設計、及び豊原総合法律事務所、並びにこれらの子会社又は親会社でないこと。
- (ホ) 本事業の審査委員、審査委員が所属する団体等と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (ヘ) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている者でないこと。
- (セ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- (ソ) 入札参加資格審査申請締切日において、国税又は地方税を滞納していないこと。債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (タ) 「PFI法」第9条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 各業務に当たる者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、施工、工事監理、開業準備、運営及び維持管理の各業務にあたる設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業、維持管理企業は、各々、次の資格要件を満たすものとし、各業務を複数の企業で実施する場合は、そのうち1者が資格要件を満たせば良いものとする。各業務に当たる者の資格要件を満たす者が、資格要件を満たす複数の業務に当たることは認めるものとする。

(ア) 設計企業

設計企業については、次のaからdまでのすべての要件を満たさなければならない。

- a 「建築士法」(昭和25年法律第202号)第23条に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等関係)において登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- c 2016年4月1日以降に延床面積3,000㎡以上のアリーナ又は体育館の新築又は建替えの基本設計業務及び実施設計業務を元請(PFI事業含む)で完了した実績を持つこと。
- d 2016年4月1日以降に延床面積1,500㎡以上の屋内プールの新築の基本設計業務及び実施設計業務を元請(PFI事業含む)で完了した実績を持つこと。

(イ) 建設企業

建設企業については、複数の企業で組成するものとし、次に定める建築、電気、管工事ごとの要件をすべて満たさなければならない。

a 建築工事

- i) 建築工事業にかかる特定建設業の許可を受けていること。
- ii) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「建築」に登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- iii) 「建設業法」第27条の23第1項に定める直前の経営事項審査の総合評価値通知書（有効かつ最新なものとする。以下同じ。）における建築一式の総合評価値が1,050点以上の者であること。
- iv) 2016年4月1日以降に延床面積3,000㎡以上のアリーナ又は体育館の新築又は建替えの建築工事を元請（PFI事業含む）で完了した実績を持つこと。なお、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。
- v) 2016年4月1日以降に延床面積1,500㎡以上の屋内プールの新築の建築工事を元請（PFI事業含む）で完了した実績を持つこと。なお、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

b 電気工事

- i) 電気工事業にかかる特定建設業の許可を受けていること。
- ii) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「電気」に登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- iii) 「建設業法」第27条の23第1項に定める直前の経営事項審査の総合評価値通知書における電気工事の総合評価値が1,050点以上の者であること。

c 管工事

- i) 設備工事業にかかる特定建設業の許可を受けていること。
- ii) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「管」に登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- iii) 「建設業法」第27条の23第1項に定める直前の経営事項審査の総合評価値通知書における管工事の総合評価値が950点以上の者であること。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業については、次のaからdまでのすべての要件を満たさなければならない。

- a 「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）の登録がされている者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- c 2016年4月1日以降に延床面積3,000㎡以上のアリーナ又は体育館の新築又は建替え工事に係る工事監理又は設計業務（基本設計業務及び実施設計業務）を元請（PFI事業者を含む）で完了した実績を持つこと。
- d 2016年4月1日以降に延床面積1,500㎡以上の屋内プールの新築の工事監理又は設計業務（基本設計業務及び実施設計業務）を元請（PFI事業者含む）で完了した実績を持つこと。

(エ) 運営企業

運営企業については、次のaからcまでのすべての要件を満たさなければならない。

- a 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、委託関係の営業種目で登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者として認められるものであること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認めら

れなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

- b 運営業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。
- c 2016年4月1日から本事業の入札参加資格審査申請締切日までの間に終了した運営業務で、スポーツ施設又はその他これらに類する用途を含む建築物について連続して3年以上の期間を対象とする実績を有する者であること。

(ウ) 維持管理企業

維持管理企業については、次のaからcまでのすべての要件を満たさなければならない。

- a 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、委託関係の営業種目で登録を認められている者若しくは登録申請中である者、その営業を継承した者として認められるものであること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- b 維持管理業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。
- c 2016年4月1日から本事業の入札参加資格審査申請締切日までの間に終了した維持管理業務で、スポーツ施設又はその他これらに類する用途を含む建築物について連続して3年以上の期間を対象とする実績を有する者であること。

(3) 入札参加資格審査基準日等

入札参加資格確認審査基準日は、別に定めるものを除き、入札参加資格審査申請書締切日とする。

(4) 入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い

ア 入札参加資格審査基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力会社のいずれかが入札参加資格要件を欠くに至った場合は、当該応募グループは入札に参加できない。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できるものとする。

- (ア) 応募グループが、入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力会社に代わって、入札参加資格要件を有する構成員又は協力会社を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格要件等を確認し、開札日までに、これを認めたとき。
- (イ) 入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力会社が担当する業務にあたる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員又は協力会社を除く構成員及び協力会社ですべての入札参加資格要件等を満たすことを、開札日までに、市が認めたとき。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、応募グループの構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、市は当該応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、次のときに限り、当該応募グループの入札参加資格要件を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

- (ア) 当該応募グループが、入札参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、入札参加資格要件を有する構成員又は協力会社を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格要件の確認並びに設立予定のPFI事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力会社の入札参加資格審査基準日は、当初の構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠いた日とする。
- (イ) 入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力会社が担当する業務にあたる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員又は協力会社を除く構成員及び協力会社で、すべての入札参加資格要件等を満たし、かつ設立予定のPFI事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金等

ア PFI事業者は、事業契約締結と同時に、施設整備業務にかかる費用の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、「横浜市契約規則」第36条第3項に規定する担保を提供することにより、契約保証

金の支払いに代えることができる。

イ 以下のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(7) PFI事業者が市を被保険者とし、施設整備業務にかかる費用の合計金額の100分の10以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、当該履行保証保険契約にかかる保険証券を市に提出したとき。

(4) PFI事業者を被保険者とし、設計企業、建設企業及び工事監理企業をして、設計業務にかかる費用の100分の10以上に相当する金額、施工業務にかかる費用の100分の10以上に相当する金額及び工事監理業務にかかる費用の100分の10以上に相当する金額をそれぞれの保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、当該保険金請求権に市の違約金請求権を被担保債権とする質権を設定したとき。

4 入札参加の手続

応募グループは、「2 入札参加資格」に提示した条件を満たしていることを証明するため、入札参加資格審査に関する提出書類を用意し、市から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書等に掲げる書類を次号に示す受付期間に(3)に掲げる部課に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の際は、(2)の受付期間内に(3)の提出先に、必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

(2) 受付期間

令和8年11月4日（水）から令和8年11月6日（金）までの各日午前9時から午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

電話：045-671-3288

(4) 入札参加資格審査結果の通知

令和8年11月12日（木）付けで、入札参加資格審査結果を応募グループに電子メールにて通知し、入札参加有資格者に対して、提案書類の提出を要請する。

(5) 契約条項等に関する問合せ先

(3)に掲げる部署

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認審査結果の通知後、入札参加資格審査通知書を受けた審査申請書の構成員又は協力会社のいずれかが次に該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第2項に示す入札参加資格を満たさなくなったとき。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合の取扱いは、第2項(4)のとおりとする。

(2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

6 入札説明書等の交付

横浜市ホームページからダウンロード可能。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/sports/shinko/saiseibi/pool/saiseibi.html>

7 入札及び開札

(1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により提案書を提出すること。

ア 提出日時

(7) 持参による提案書の提出

令和9年2月25日（木）から2月26日（金）までの各日午前9時から午後5時まで

（※持参の場合は、事前に電話連絡のうえ、持参時間を調整してください。）

(4) 郵送による提案書の提出

令和9年2月25日（木）から2月26日（金）まで（必着）

イ 開札場所

入札参加資格確認審査の審査通過の通知を受けた応募グループに別途通知する。

(2) 開札予定日時

入札参加資格確認審査の審査通過の通知を受けた応募グループに別途通知する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札者の決定を取り消すものとする。

- (1) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (2) 入札公告及び入札説明書等に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 「横浜市契約規則」第19条の規定に該当する入札
- (4) 郵送により入札書の提出を行う場合に、入札説明書等に定める方法によらない入札
- (5) 入札金額の内訳書を提出しない者が行った入札又は入札金額と合計金額が一致しない内訳書を提出した者が行った入札
- (6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (7) その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

入札参加資格を満たし、提案書類を提出し、開札において予定価格の範囲内の入札書を提出した者が、最優秀提案者の選定の対象となる。

各応募グループの提案書類及びプレゼンテーションに基づき審査を行い、性能点及び価格点を算出したうえで、総合評価により最優秀提案者を選定する。

10 契約金の支払方法

事業契約書に基づき支払う。

11 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 事業契約書作成の要否
要する。

- (3) 契約の条件

本事業の事業契約締結については、次の条件を満たさなければならない。

本契約は、PFI法第12条の規定及び横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により、議会の議決に付さなければならない。

落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成員又は協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合、その他所定の条件に該当した場合は、市は落札者とPFI事業に関する基本協定を締結せず、又はPFI事業者と事業契約を締結しない場合がある。

ただし、落札者の代表企業以外の構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合の取扱いは、入札説明書による。

- (4) 本事業は、債務負担行為に係る契約である。
- (5) 詳細は、入札説明書等による。

12 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

PFI-based rehabilitation, operation and maintenance of the Yokohama International Swimming Pool (R0-scheme)

- (2) Deadline for the statement of interest:

5:00 p.m., November 6th, 2026

- (3) Deadline for the tender:

5:00 p.m., February 26th, 2027

- (4) Contact point for the notice:

Sports Promotion Division, Sports, Culture and Dynamic City Development Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Honcho, Naka-Ku, Yokohama, Japan, TEL (045)671-3288

特定調達契約に係る総合評価一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
令和8年9月29日

横浜市長職務代理者

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

市営野庭住宅（J街区）建替事業

(2) 事業内容

本事業は、市営野庭住宅のうちJ街区の既存住棟及び附属する施設、屋外工作物その他外構等（以下「付帯施設」という。）を解体撤去し、新たな市営住宅（建替後の住棟（以下「新築住宅」という。）と付帯施設（新築住宅と併せて、以下「新築住宅等」という。）の整備及び維持管理並びにこれらを実施する上で必要となる関連業務を特定事業として一体的に行うものである。

また、特定事業のほか、余剰地活用業務を行う企業（以下「余剰地活用業務企業」という）による余剰地活用を付帯事業として行うものである。

(3) 事業期間

事業契約締結日から令和25年3月31日までの約16年間とする。

うち、維持管理期間については、市による新築住宅等の完工確認日から、完工確認日を含む年度の末日の10年後までとする。

(4) 予定価格

20,935,817,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 事業場所

横浜市港南区野庭町600番の1（市営野庭住宅（J街区））

(6) 入札方法

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

(イ) 入札参加者は、すくなくとも次に掲げる企業から構成されるものとする。

- a 新築住宅等を設計する企業（以下「設計企業」という。）
- b 新築住宅等の建設及び既存住宅等の解体撤去（以下「建設等」という。）を行う企業（以下「建設企業」という。）
- c 建設等工事を監理する企業（以下「工事監理企業」という。）
- d 入居者移転支援業務を行う企業（以下「入居者移転支援業務企業」という。）
- e 維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
- f 余剰地活用業務企業

(ロ) 入札参加者は、入札手続きを代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定める。

イ 複数業務について

入札参加者を構成する企業（以下「構成企業」という。）のうち、2(2)イ(ア)～(カ)の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。（全ての業務を単一の企業で実施することも可能とする。）

ウ 構成企業の変更等について

入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書の受付日後においては、原則として入札参加者の構成企業の変更及び追加は認めないものとする。

ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として入札参加者の構成企業（代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。

エ 複数応募の禁止

入札参加者の構成企業並びにその子会社（「会社法」第2条第3号及び「会社法施行規則」第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（「会社法」第2条第4号及び「会社法施行規

則」第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成企業は、入札参加表明書の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」とする）において、次の入札参加資格要件を満たすこと。

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

次の要件を全て満たしていること。

- (ア) PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (ウ) 「横浜市契約規則」（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有する者であること。
- (エ) 横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、指名停止期間が1か月以内のものである場合は、この限りでない。
- (オ) 参加資格確認基準日2年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (カ) 参加資格確認基準日前6月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (キ) 債務不履行があり、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (ク) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (ケ) 市が本事業について、アドバイザリー業務を委託している次の者（協力会社を含む。）又はその子会社、若しくは親会社でないこと。
 - ・株式会社地域計画建築研究所
 - ・株式会社地域経済研究所（協力会社）
 - ・北口・繁松法律事務所（協力会社）
- (コ) 審査委員会の委員が属する企業、又はその子会社、若しくは親会社である者以外の者であること。
- (サ) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている者でないこと。
- (シ) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）でないこと。
- (ス) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。

イ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者は、事業を適切に実施できる能力（技術・実績・資金・信用等）を備える者であり、資格審査書類の参加資格確認基準日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていること。ただし、専ら造成等の土木工事に係る設計を担当する者は、aの要件を満たせば足るものとする。

- a 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。
- なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資

格を欠くものとする。

- b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c コンクリート系構造（SRC、PCを含む）で、一の建築物における新築（改築を含む）又は増築に係る部分の延べ面積が2,000㎡以上、階数が地上5階以上の建築物（以下「参加資格要件建築物」という。）の実施設計の実績を有していること。なお、当該実績は、以下の(a)及び(b)の要件を満たすものに限る。
 - (a) 平成27年2月1日から参加資格確認基準日までに実施設計が完了している。
 - (b) 平成27年2月1日から参加資格確認基準日までに竣工している、又は、令和9年3月31日までに竣工する見込みである。
- d 設計企業と入札参加申込書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、落札後、市が必要と認めた場合、設計企業は配置予定技術者（管理技術者）を変更することができる。

(イ) 建設企業

建設企業は、次のaからeの要件を全て満たしていること。

なお、複数の者で業務を分担する場合は、統括する者を置くものとし、統括する者は次のaからeの要件を、その他の者はa、b及びfの要件を全て満たしていること。

- a 建設業法に基づく「建築工事業」の特定建設業許可を受けていること。
- b 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- c 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効なもの）における「建築一式」の総合評定値が1,000点以上あること。
- d 単独又は共同企業体の構成員として元請け受注した参加資格要件建築物の施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合には、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- e 建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を建設業務期間に専任で1名配置し得ること。なお、当該技術者については、常勤の自社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- f 建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）又は国家資格を有する主任技術者を建設業務期間に専任で1名配置し得ること。なお、当該技術者については、常勤の自社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。

(ロ) 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていること。ただし、専ら造成等の土木工事に係る工事監理を担当する者は、aの要件を満たせば足るものとする。

- a 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c 参加資格要件建築物の工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、以下の(a)及び(b)の要件を満たすものに限る。
 - (a) 平成27年2月1日から参加資格確認基準日までに実施設計が完了している。
 - (b) 平成27年2月1日から参加資格確認基準日までに竣工している、又は、令和9年3月31日までに

竣工する見込みである。

(エ) 入居者移転支援業務企業

入居者移転支援業務企業は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業の免許を有していること。

なお、複数の者で業務を分担する場合は、総括する者を置くものとする。

(オ) 維持管理企業

維持管理企業は、耐火構造又は準耐火構造の共同住宅において、昇降機や電気設備、給排水設備、防災設備の保守点検や遠隔監視等の維持管理業務の実績を有する者であること。

なお、複数の者で業務を行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていることとし、総括する者を置くものとする。

(カ) 余剰地活用業務企業

提案を予定している事業の内容と同等の事業に係る実績を有していること。

(3) 入札参加資格の確認基準日等

ア 参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、入札参加資格表明書の受付締切日とする。

イ 入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加資格確認基準日以降に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

(ア) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。

ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格等を確認の上認めた場合は、入札に参加できるものとする。

(イ) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者をPFI事業者等（落札者）の決定のための審査対象から除外する。

ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(ロ) 落札者が特別目的会社を設立する場合において、落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本協定を締結する。

なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(ハ) 落札者がSPCを設立する場合において、基本協定締結日の翌日から事業契約に係る横浜市の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は、SPCと事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は、落札者又はSPCに対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者又はSPCが、参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、SPCと事業契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(ニ) 落札者がSPCを設立しない場合において、落札者決定日の翌日から事業契約に係る横浜市の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は、落札者と事業契約

を締結しない場合がある。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金等

ア PFI 事業者は、事業契約締結と同時に、市営住宅等整備業務費のうち調査業務、設計業務、解体撤去業務及び建設業務にかかる費用の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、横浜市契約規則第36条第3項に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払いに代えることができる。

イ 以下のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) PFI 事業者が市を被保険者とし、市営住宅等整備業務費のうち調査業務、設計業務、解体撤去業務及び建設業務にかかる費用の合計金額の100分の10以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、当該履行保証保険契約にかかる保険証券を市に提出したとき。

(イ) PFI 事業者を被保険者とし、設計企業、建設企業をして、調査業務及び設計業務にかかる費用の100分の10以上に相当する金額、解体撤去業務及び建設業務にかかる費用の合計金額の100分の10以上に相当する金額をそれぞれの保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、当該保険金請求権に市の違約金請求権を被担保債権とする質権を設定したとき。

4 入札参加の手続

入札に参加しようとする者（2に定める登録のない者で、入札説明書等に定める名簿登録手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加の手続きを行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書等に掲げる書類を次号に示す受付期間に(3)に掲げる部課に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の際は、(2)の受付期間内に(3)の提出先に、必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

(2) 受付期間

令和8年11月4日から令和8年11月6日まで

（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）（必着）

(3) 提出先

横浜市 建築局 市営住宅課

電話番号：045-671-2942

(4) 入札参加に係る通知

次の通知は、令和8年11月18日までに行う。

入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

(5) 契約条項等に関する問合せ先

(3)に掲げる部署

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認審査結果の通知後、入札参加資格審査通知書を受けた応募グループの構成員又は協力企業のいずれかが次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 2 入札参加資格を満たさなくなったとき。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員又は協力企業が2(2)の入札参加資格要件を満たさなくなった場合又は営業停止処分を受けた場合の取扱い、入札説明書による。

(2) 入札説明書等に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

6 入札説明書等の交付

以下のホームページからダウンロード可能。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/saiseibi/nobaj.html>

7 入札の日時及び場所等

(1) 受付期間

令和8年11月25日から令和8年11月27日まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の際は、(1)の受付期間内に(3)の提出先に、必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

(3) 提出先

横浜市 建築局 市営住宅課

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10（市役所庁舎24階）

電話番号：045-671-2942

8 開札の日時及び場所等

入札参加資格確認審査の審査通過の通知を受けた応募グループに別途通知する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をした者が行った入札
- (2) 入札公告及び入札説明書等に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (4) 入札書の提出を行う場合に、入札説明書等に定める方法によらない入札
- (5) 入札金額の内訳書を提出しない者が行った入札又は入札金額と合計金額が一致しない内訳書を提出した者が行った入札
- (6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (7) その他入札説明書等において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定

最優秀提案者の選定に当たっては、入札参加資格を満たし、提案書を提出し、開札において予定価格の範囲内の入札書を提出した者が、最優秀提案者の選定の対象となる。

各入札参加者の提案書、ヒアリング及びプレゼンテーションに基づき審査を行い、性能点及び価格点を算出したうえで、総合評価により最優秀提案者を選定する。

11 契約金の支払方法

(1) 前金払

行う。

(2) 契約金の支払方法

事業契約書に基づき支払う。

12 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 事業契約書作成の要否

要する。

(3) 契約の条件

本事業の事業契約締結については、次の条件を満たさなければならない。

本契約は、PFI法第12条の規定及び横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により、議会の議決に付さなければならない。

落札者決定日の翌日から基本協定の締結までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者の決定を取り消す。

基本協定の締結の翌日から事業契約の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者の設立した事業者と事業契約を締結しない。

ただし、落札者の代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合又は営業停止処分を受けた場合の取扱いは、入札説明書による。

(4) 本事業は、債務負担行為に係る契約である。

(5) 詳細は、入札説明書等による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract:

PFI-based design, construction, maintenance, management and private use of public lands related to Noba apartment (J-area) Development project (BOTa-scheme)

(2) Deadline for the statement of interest:

5:00 p.m., November 6th, 2026

(3) Deadline for the tender:

5:00 p.m., November 27th, 2026

(4) Contact point for the notice:

Municipal Housing Division, Housing and Architecture Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Honcho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005 Japan, TEL (045) 671-2942

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。
令和8年9月29日

契約事務受任者 横浜市政策経営・国際戦略局長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
横浜市ふるさと納税寄附管理等業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領、業務説明資料による。
- (3) 履行期間
令和9年2月1日から令和12年3月31日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に基づく債務負担行為)
- (4) 履行場所
横浜市政策経営・国際戦略局財源確保推進課ほか

2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

なお、再委託を行い、複数者で本業務を履行しようとする場合、履行開始までにあらかじめ再委託の協議を行い本市が認める場合には再委託が可能となるが、提案資格は提案者1者で全て満たすことが必要である。

- (1) 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において「種目『316: コンピュータ業務』の細目『G: ホームページ作成』、種目『320: 各種調査企画』の細目『B: コンサルティング(建設コンサルタント等を除く)』、種目『323: 広告』の細目『C: ウェブ』及び種目『345: 事務・業務の委託』の細目『F: コールセンター等』」の全ての細目に登録を認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) 令和8年10月9日から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 過去3か年(令和5年度～令和7年度)において、本業務と類似・関連する業務に関し、地方公共団体との契約実績を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」の認証又は、国際規格「ISO27001」を取得していること。

3 参加表明の手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和8年10月9日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領のとおりに
- (3) 提出先
電子メールアドレス: ss-furusatosystem@city.yokohama.lg.jp
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市政策経営・国際戦略局財源確保推進課(横浜市役所9階)
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市総務局契約第二課(横浜市役所11階)
電話 045(671)2186(直通)
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市政策経営・国際戦略局財源確保推進課(横浜市役所9階)

電話 045(671)4809 (直通)

4 提案書に必要な書類を示す場所等

本プロポーザルに係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から令和8年10月20日まで閲覧に供する。

5 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ（ビジネス>入札・契約）よりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/itaku/seisaku/>)

また、次に掲げる期間・場所で交付を行う。

(1) 貸出期間

公告の日から令和8年10月20日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市政策経営・国際戦略局財源確保推進課（横浜市役所9階）

電話 045(671)4809 (直通)

6 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和8年11月17日午後5時

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領のとおり

(3) 提出先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市政策経営・国際戦略局財源確保推進課（横浜市役所9階）

7 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

(6) 虚偽の内容が記載されているもの

(7) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者

(8) ヒアリングに出席しなかった者

8 受託候補者の特定のための評価基準

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) 受託候補者の特定のための評価基準

受託候補者の特定は次の基準により総合的に評価の上、行う。

なお、特定作業において、全ての提案が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。

ア 業務実績

イ 業務理解・全体実施方針

ウ 業務体制・情意・関係者との連携

エ 情報セキュリティの確保

オ 持続的な寄附受入拡大とブランド価値向上に向けた提案

カ 寄附者情報の一元管理

- キ 寄附者対応
- ク 返礼品取扱事業者対応
- ケ 返礼品開発
- コ SEO対策業務
- サ 検索連動型広告等の運用
- シ 特集ページの企画提案・作成
- ス メールマガジン配信
- セ 提案の独自性・新規性
- ソ 委託料の設定及び経費の効率性
- タ 準備の確実性
- チ ワーク・ライフ・バランスに関する取組等

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 詳細は、提案書作成要領による。

10 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Entrustment of donation management and consulting
- (2) Deadline for submission of participation application: 5:00p.m., 9 October, 2026 (Japan Standard Time)
*For details, see the proposal guidelines
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 17 November, 2026 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Financial Resources Procurement Division, Policy Administration and International Affairs Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045(671)4809

特定調達契約の落札者等の決定
特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和8年9月29日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	M365運用管理ソフトウェアライセンス(12か月分) 30,192ユーザーの購入	総務局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年8月12日	株式会社ワイソリューション 戸塚区品濃町881番地の16	49,816,800	一般競争入札	令和8年7月7日	-	総務局長
2	観察用モニター 15式の購入	総務局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年9月3日	日本船舶薬品株式会社 横浜支店 中区かもめ町6番地	44,962,500	一般競争入札	令和8年7月21日	-	総務局長
3	重金属固定剤 約83,000キログラムの購入	総務局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年9月3日	大豊商事株式会社 横浜営業所 中区翁町2丁目7番地の10	33,050,600	一般競争入札	令和8年7月21日	-	総務局長
4	重金属固定剤 約70,000キログラムの購入	総務局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年9月3日	田辺商事株式会社 神奈川中央支店 海老名市社家4丁目6番1号	27,720,000	一般競争入札	令和8年7月21日	-	総務局長
5	重金属固定剤 約63,000キログラムの購入	総務局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年9月3日	株式会社湘南分析センター 金沢区福浦二丁目10番地の12	24,948,000	一般競争入札	令和8年7月21日	-	総務局長
6	アンモニア水 約160,000キログラムの購入	総務局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年9月3日	エスケー化学株式会社 栄区笠間二丁目22番29号	18,779,200	一般競争入札	令和8年7月21日	-	総務局長
7	次亜塩素酸ソーダ 約260トンの購入	総務局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年9月3日	協和総業株式会社 横浜事業所 港南区上大岡西一丁目13番8号	14,414,400	一般競争入札	令和8年7月21日	-	総務局長
8	本市施設廃プラスチック類再資源化委託(第4四半期)	総務局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年9月1日	アーバントラスト有限公司 金沢区幸浦二丁目4番地の6	13,530,000	一般競争入札	令和8年7月21日	-	総務局長
9	令和8年度区役所基幹ネットワーク機器更新業務委託 一式	総務局システム管理部住民情報基盤課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年8月17日	エフサステクノロジーズ株式会社 東日本ビジネス本部関東・甲信越ビジネス統括部 さいたま市大宮区桜木町1丁目11番20号	141,883,280	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	総務局長
10	給水サービス事務オンラインシステム運用業務(OS更新対応)委託 一式	水道局経営部経理課 中区本町6丁目50番地の10	令和8年7月24日	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(横浜) 西区高島一丁目1番2号	1,464,540,000	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	水道局長